

第2回

介護職員等による たんの吸引等の実施のための研修

【神戸会場】 **参加のご案内**



日本慢性期医療協会

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

(登録研修機関 登録番号：2810008)

1. 目的

当日本慢性期医療協会では、本年7月より、他の医療・介護団体に先駆けて、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」をスタートいたしました。介護職員等によるたんの吸引等は、とくに特養において喀痰吸引を必要とする利用者が多く入所しているという状況などから、やむを得ない行為として、一定の要件の下に認められてきました。この運用が平成23年の社会福祉士法及び介護福祉士法の一部改正によって法制面に位置付けられたため、当協会では医療団体としての特性を活かし、たんの吸引等をより適切に実施できる介護職員等を継続して養成してまいります。

たんの吸引等の行為を適切に実施することができる介護職員等の養成は、慢性期医療の質の向上を目指す日本慢性期医療協会の使命です！

新カリキュラムの養成課程を経た平成27年度以降の介護福祉士国家試験合格者については、資格の取得により、たんの吸引等を実施できることとされており、看護職における認定看護師や特定看護師と同様に、より専門性の高い上級の介護職として評価されていくと予測されます。すでに介護福祉士の資格をお持ちの方や介護職員として現場で活躍されている方には、是非本研修を受講いただき、さらにチーム医療の可能性を広げていきましょう！

2. 日慢協のたんの吸引等研修の特色

* 病院団体が主催する全国初のたんの吸引等研修！

「慢性期医療認定講座」や「医療介護福祉士認定講座」などの研修を開催してきた実績に基づき、慢性期医療を熟知したレベルの高い講師陣を擁しています。

* たんの吸引等の行為の習熟をとおして慢性期医療のレベルアップを目指す！

医療団体主催の研修の特色として、当協会では、たんの吸引等の行為の習熟をとおして慢性期医療の知識と技術のレベルアップを目指し、看護師等との連携を深めていきます。

* 医療機関に勤務する介護職員等も受講可能！

本研修を修了した介護職員等が新たに身に付けた技術を活かして活躍できる場合は、特養や老健などの介護関係施設や障害者支援施設ですが、当協会では、将来的には医療機関にもその活躍の場が広がっていくことを期待しています。

* 基本研修と実地研修指導者研修をセットで開催！

実地研修は、一定の研修を修了した指導者の下で実施されなければなりません。当協会では会員施設を対象として実地研修指導者研修を開催し、受講者が勤務する施設での実地研修をサポートいたします。是非ともこの機会に当協会にご入会下さい。

* 全国を対象に定員は100名！

各都道府県における研修は都道府県ごとに比較的小規模で開催されておりますが、当協会では定員を100名としております。全国からの受講生が参加しますので、慢性期医療に携わる仲間と出会うことができる絶好のチャンスとなっております。

3. 研修対象とするたんの吸引等

不特定多数の者を対象とし、実施できる特定の範囲が以下のもの

口腔内の喀痰吸引、 鼻腔内の喀痰吸引、 気管カニューレ内部の喀痰吸引、
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、 経鼻経管栄養

「不特定多数の者」とは、複数の利用者に医療的ケアを実施する場合をいいます。

4. 研修内容

基本研修：講義50時間＋筆記試験＋シミュレータ演習

実地研修：現在勤務している自施設または同一・関連法人内の施設など、受講者が確保した実地研修施設において実施。

実地研修は、業務の必要に応じて、下記第1号または第2号のどちらかの研修体系を選択して実施することになります。（講義と演習の内容は、第1号、第2号共通です。）

研修体系	実施する行為の種類	行為数
第1号研修	喀痰吸引： 口腔内、 鼻腔内、 気管カニューレ 経管栄養： 胃ろう又は腸ろう、 経鼻経管栄養	5行為
第2号研修	喀痰吸引： 口腔内、 鼻腔内 経管栄養： 胃ろう又は腸ろう	3行為

5. 研修対象者

病院、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む）を対象とする。

原則として、就業している事業所もしくは同一・関連法人の施設が登録特定行為事業者として登録申請している、または登録申請を行う予定であること。

現在勤務している事業所の施設長が推薦した者であること。

全課程出席可能であること。（欠席の補講はありません。遅刻・早退も不可）

受講者が勤務している施設もしくは同一・関連法人の施設など、実地研修施設を確保できること。

実地研修の指導看護師を確保できること。

指導看護師とは、厚生労働省や各都道府県による指導者講習（不特定多数の者対象）もしくは当協会が開催する「指導者養成研修」等の修了者をいう。

本研修を修了した介護職員等が都道府県の従事者認定の登録を受け、たんの吸引等を行うためには、所属している下記施設等が登録事業者となる必要があります。

介護関係施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等

障害者支援施設等：通所施設及びケアホーム、障害児（者）施設等

在宅：訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等

特別支援学校

注意！医療療養病床や介護療養型医療施設も含めて、医療機関では介護職員等がたんの吸引等の行為を実務として行うことはできません。

6. 研修日程・会場（予定）

日 程：全9日間 講義 平成25年11月30日（土）～12月6日（金）
 演習 平成25年12月17日（火）・18日（水）

会 場：メディス関西本部研修センター

〒654-0161 兵庫県神戸市須磨区弥栄台3丁目15-1

TEL. 078-794-8822 FAX. 078-794-7822 <http://www.tky-kensyu.jp/>

（交通）神戸市営地下鉄 総合運動公園駅より徒歩8分

		月 日	時間（予定）	研修内容
講 義	1日目	11月30日（土）	9：00～18：10	人間と社会 保健医療制度とチーム医療 清潔保持と感染予防
	2日目	12月1日（日）	9：00～18：30	安全な療養生活 健康状態の把握
	3日目	12月2日（月）	9：00～18：50	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論
	4日目	12月3日（火）	9：00～18：30	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説
	5日目	12月4日（水）	9：00～18：20	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論
	6日目	12月5日（木）	9：00～18：20	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論
	7日目	12月6日（金）	9：00～16：50	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説 筆記試験、演習に向けて
演 習	1日目	12月17日（火）	9：00～18：00	
	2日目	12月18日（水）	9：00～16：20	修了式

7. 募集定員 100名

8. 申込締切 平成25年10月30日（水）

9. 受講料 テキスト代、昼食（弁当）代を含みます。

日本慢性期医療協会会員施設からの参加	80,000円/人
一般参加（会員施設以外からの参加）	120,000円/人

10. 実地研修について 実地研修は下記の施設で実施することができます。

病院（介護療養型医療施設、医療療養病床等）、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等

病院については、患者の状態が安定しており、実地研修の受入れが可能であれば、介護療養型医療施設だけでなく、医療療養病床においても実施することができます。

所属施設または同一・関連法人内の施設において実地研修を行う場合、基本研修の修了後、実地研修前に、「実地研修体制確認シート」と「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたします。

当協会では実地研修施設を紹介することはできません。勤務先、もしくは同一・関連法人内の施設で実地研修を実施できない場合は、地域などで交流のある施設をお願いしていただきますようお願いいたします。

実地研修では、指導看護師等の指導の下、下記の行為を実施します。

	行 為	実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	10回以上
	鼻腔内吸引	20回以上
	気管カニューレ内部	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

本研修のシミュレータ演習は通常手順を行います。人工呼吸器装着者に対するシミュレータ演習は実施しませんので、人工呼吸器装着者に対する実地研修は実施できません。

実施施設において、以下の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
- (イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する医師又は指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること。
- (エ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (オ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。
- (カ) たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
- (キ) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること

11. 指導者養成研修について

実地研修は、指導看護師（指導者講習修了者）の指導に基づいて実施する必要があります。**実地研修の指導にあたる看護師等が厚生労働省や都道府県による指導者講習（不特定多数の者対象）等を修了していない場合は、当協会が開催する下記の「指導者養成研修」を必ず受講して下さい。**

日 時：平成25年11月23日（土）9：00～18：00

会 場：メディス関西本部研修センター 介護職員等対象の研修と同じ会場です。

参加費：無料

参加対象：**日本慢性期医療協会会員施設に勤務する**医師、保健師、助産師、正看護師
原則として、1施設1名様とさせていただきます。

指導者養成研修のみの参加はできません。介護職員の基本研修の受講とあわせてお申し込み下さい。

指導者養成研修カリキュラム（予定）

時 間	研修内容
8：30～	開場・受講者受付
9：00～9：05	開講式
9：05～9：45	講義 介護職員等によるたんの吸引等の実施について
9：45～10：25	講義 介護職員等によるたんの吸引等の研修カリキュラムについて
10：45～11：35	講義 たんの吸引のケアの実施について
11：35～12：25	講義 経管栄養のケアの実施について
13：15～14：35	講義 安全管理体制とリスクマネジメントについて
	講義 施設、事業所における体制整備について
14：45～14：55	講義 「人工呼吸器」の紹介と指導の際の留意点
	講義 「AEDシミュレータ」の紹介と指導の際の留意点
15：15～16：25	演習 たんの吸引のケア実施について
16：35～17：45	演習 経管栄養のケア実施について
17：45～18：00	オリエンテーション 実地研修に向けて

注意！当協会が実施する「指導者養成研修」は、当協会主催の基本研修（講義・演習）を修了した介護職員を指導するための研修です。都道府県や他の登録研修機関による基本研修（講義・演習）を修了した介護職員の指導にあたることができるかについては、必要に応じ、貴都道府県や登録研修機関にご確認ください。

【企 画】日本慢性期医療協会 研修委員会

【問い合わせ先】日本慢性期医療協会

〒162-0067 東京都新宿区富久町 11-5 シャトレ市ヶ谷 2 階

TEL：03-3355-3120 FAX：03-3355-3122

E-mail：info@jamcf.jp ホームページ <http://jamcf.jp>